## 院外処方箋における疑義照会プロトコールに関する合意書

病院と(保	· 険薬局名称)	_は、
院外処方箋における疑義照会の運用について、下	記の通り合意する。	
なお、保険薬局での運用においては、患者の不	利益に結びつくことのないように、十分な説明	と同意
を得てから行うものとする。		
記		
1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認	を不要とする項目について	
以下の項目については、保険薬局での患者の	待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から	、包括
的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の	同意がなされたとして、個別の処方医への同意	確認を
不要とする。		
① 「同一成分名の変更」に関すること		
② 「同一医薬品の 規格・剤形変更」に関するこ	2 8	
③ 「処方日数(数量)の変更による適正化」に	関することに関すること	
④ 「用法の変更」に関すること		
⑤ 「調剤方法の変更」に関すること		
⑥ 「外用薬の変更」に関すること		
⑦ 「その他合意事項」に関すること		
(参考:薬剤師法第23条)		
1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに	こよらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはなら:	ない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、そ	の処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同語	急を得た
場合を除くほか、これを変更して調剤してはならな	ない。	
2. 開始時期について		
西暦 ○○○○年 月 日より開始と	する。	
3. 合意内容の変更について		
合意内容の変更については、必要時協議する	っこととする。	
西曆 年 月 日		
	住 所:	
	名 称:	
	代表者:	ÉP
	住 所:	
	名 称:	

代表者:

印